

「浦安市議会基本条例」逐条解説

前 文

市民に一番近い存在である市議会は、常に、市民からの負託に応えていかなければならない。

選挙で選ばれた多様な意見を持った議員により構成された浦安市議会は、同じく選挙で選ばれた浦安市長と共に、市の代表機関を構成する。この2つの代表機関は、共に市民の負託を受けて活動し、議会は多人数による合議制の機関として、また市長は独任制の機関としてそれぞれの異なる特性をいかして、市民の意思を市政に的確に反映させるために互いに切磋^き琢磨^{たく}しながら、浦安市としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

議会は、市民の多様な意見を反映し得る点に優位性があり、その持てる権能を十分に駆使して、自治体事務の立案、決定、執行及び評価における論点及び争点を広く市民に明らかにする責務を有している。それぞれの議員が有する視点をいかしながらも合議体として議論を尽くし、一定の結論を導き出すこと、活発な討議を通して、これらの論点及び争点を発見し、公開することは討議の場である議会の使命である。

議会は、市の政策決定を議決する唯一の機関であることを十分に認識し、市民の信頼と期待に応え得る議会の構築に向け、不断の努力を行う意思を示すことを目的に、議会において最も考慮されるべき規範として、この条例を制定する。

【解説】

前文は、本条例の趣旨や制定に至った背景を示しています。同時に、本条例の制定に当たって浦安市議会の決意を示すものです。前文は、4段落の構成となっています。

第1段落は、市議会が市民の負託に応えることへの決意を示しています。市議会は選挙で選ばれた市民の代表者の集まる議事機関として、市民の要望や意見を常に受ける立場にあります。その要望や意見を市政に反映させるため、市

議会として市民生活の様々な課題について常に真摯に取り組む必要があります。

第2段落は、執行機関を代表する市長と、議事機関である議会を構成する議員は、それぞれ住民の直接選挙によって選出されることを説明しています。その上で、市議会は複数の議員による協議によって意思を決定する合議制の機関としての特性を、市長は一人の判断で意思を決定することができる独任制の機関としての特性をそれぞれいかして、浦安市としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられていることを示しています。

第3段落は、議員は市民の身近な存在として複数の者が選出されることから、議会は市民の多様な意見を反映し得る点に優位性があり、十分にその持てる権能を駆使することにより、自治体事務の立案、決定、執行及び評価の一連の過程において、多種多様な民意を反映する各議員の視点から、議員同士の議論を通じて、市政の課題に関する論点、争点の整理及び明確化を図って意見を集約し、市民に明らかにした上で、一定の結論を導き出すという市議会の責務について定めています。

第4段落は、市議会は、本市において市の政策決定を議決する唯一の機関としての重要な役割を担うことを十分に認識した上で、その使命を十分に果たし、市民の信頼と期待に真摯に応え得る議会の構築に向け不断の努力を行う意思を示すという目的を定めるとともに、この条例を、市議会における最も考慮されるべき規範として位置付け、制定する決意を示しています。

*合議制の機関・独任制の機関とは

議会は、複数の議員による協議によって意思を決定する合議制の機関です。これに対し市長は、一人の判断で意思を決定することができる独任制の機関です。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、二元代表制の下、議会が担うべき役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的な事項を定めることにより、市民の代表としての議会及び議員の活動のより一層の充実及び活性化を図り、議会が市民からの負託と信頼に応え、公正で民主的な市政を発展させ、もって市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

【解説】

この条例は、議会の役割を明らかにし、議会の活動原則など基本的事項を定めることで、公正で民主的な市政を発展させることにより、市民の福祉向上に寄与することを目的として定めています。

*地方自治の本旨とは

「地方自治の本旨」とは憲法第92条に定められ、「住民自治」と「団体自治」の二つの原則を要素としています。

「住民自治」とは、その地域の住民の意思と責任に基づいて地方行政の運営が行われるべきであることをいい、「団体自治」とは、地方運営が住民の意思を反映した、国から独立した団体により、団体自らの意思と責任において行われるべきであることをいい、どちらも地方分権の基礎となる考えです。

*二元代表制とは

国とは異なり地方自治体では、首長と議員を共に住民が直接選ぶ制度となっています。特徴として、首長と議会が共に住民を代表することになっており、互いに対等の機関として自治体運営の基本的方針を決定することになっています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者及び市内において働き、学び、又は活動する個人又は団体をいう。
- (2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 委員会 浦安市議会委員会条例（昭和56年条例第5号）に定める常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。
- (4) 会議等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条に定める定例会及び臨時会（以下「本会議」という。）、委員会及び同法第100条第12項の規定により会議規則で定める協議又は調整を行うための場をいう。

【解説】

本条は、本条例で用いる用語の定義を明らかにしたものです。

第2章 議会及び議員

(議会の役割及び活動原則)

第3条 議会は、市民を代表する合議制の議事機関としての特性を踏まえ、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 地方自治法第96条の規定により議決すべき事件に係る議案の審議及び審査に基づき、市政に関する意思決定を行うこと。
- (2) 市長等において、公正で民主的な行政運営が行われているかについて調査し、及び監視すること。
- (3) 政策提言・提案・立案等を積極的に行うこと。

2 議会は、前項の役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に信頼される議会を目指して、議会運営を行うこと。
- (2) 議員間の討議を大に行い、合意形成に向けて十分に審議するとともに、効率的な議会運営に努めること。
- (3) 市政の課題や議案等の審議及び審査について、市民に分かりやすく説明する責任を果たすこと。
- (4) 議会の役割を不断に追求し、議会改革に継続的に取り組むこと。

【解説】

第1項は、憲法第93条第1項により設置された議事機関として、議会が担う主要な役割を定めています。

第1号は、地方自治法第96条に規定された議決事件に係る議案の審議、審査により、浦安市における意思決定の役割を担っていることを定めたものです。

第2号は、議員は、首長と共にそれぞれ市民から直接選挙により選ばれた代表者であり、市長等との適切な緊張関係の下、議会は、市長等によって公平・公正な行政運営が行われているかについて、監視する役割を担っていることを定めています。

第3号は、議会は、二元代表制の下、市政の発展や市民福祉の向上に資するため、市政に関する課題及び政策に関する広範な情報収集及び調査研究活動を行い、政策提言・提案・立案等を行うことに努めるべきと定めています。

第2項は、第1項の役割を果たすための、4つの活動の原則を定めています。

第1号は、議決事件の議決をはじめ、議会活動の重要性、重大性を踏まえ、市民の信頼を確保するため、公正性、透明性を確保する事を定めています。

第2号は、議会の審議においては全会一致を目指し、議論を尽くすことを原則としながらも、合議制の議事機関である議会の役割を果たすために、円滑かつ効率的な運営に努めることを定めています。

第3号は、市民の多様な意見等を市政に反映させるとともに、議会活動について、広く市民の理解を得ることが重要であることを踏まえ、市政の課題や議案等の審議及び審査の内容について、市民への説明責任を果たすことを定めています。

第4号は、前項で定める議会の役割を不断に追求するとともに、従来の議会の取組みの意義を踏まえつつも、既存の枠組みにとらわれない柔軟な姿勢をもって、議会改革に継続的に取り組むことを定めています。

(議員の役割及び活動原則)

第4条 議員は、選挙で選ばれたことを自覚し、市民の代表者として、常に市政の課題を把握し、市民福祉の向上を目指し、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 市政の課題や議案等の審議及び審査を行うこと。
- (2) 市長等の事務執行について調査し、及び監視すること。
- (3) 市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市政に反映させること。

2 議員は、前項の役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市政の課題全般について市民の多様な意見を的確に把握し、市政全体を見据えた幅広い視点や長期的な展望を持つて的確な判断をすること。
- (2) 議員間の自由な討議など、議会で十分な審議を行い、その結果を尊重すること。
- (3) 議員としての資質向上に不断に努め、誠実かつ公正に職務を遂行し、議会及び自らの活動を市民に分かりやすく説明すること。

【解説】

議員が担う役割、またその役割を果たすために活動する際の原則を定めたものです。

第1項は、議員が担う主要な役割を定めています。

第1号は、本会議、委員会などに出席し、市政の課題や議案等の審議及び審査を行う役割を担うことを定めています。

第2号は、二元代表制の下、市長等の執行機関の事務が適切に執行されるよう調査し、及び監視する役割を担っている事を定めています。

第3号は、市民の多様な意見について、直接市民の声を聴くなど、的確に把握するよう努めるとともに市政に反映させることを定めています。

第2項は、第1項の役割を果たすための、3つの活動の原則を定めています。

第1号は、二元代表制の下、議会が市民の多様な意見を市政に反映することができる合議体としての特性を最大限にいかすため、議員は市民の多様な意見を的確に把握した上で、市政全体を見据えた幅広い視点と長期的な展望を持つて的確な判断を行うことを定めています。

第2号は、議会が合議制の議事機関であるといった特性等を十分に発揮するため、議員間で活発に討議を行うなど、議会で十分な審議を行うとともに、それに伴う責務として審議の結果を尊重することを定めています。

第3号は、議員は、誠実かつ公正に職務を全うするために、市政課題に関する調査研究を行うなど資質の向上に不断に努め、さらに、議会及び自らの活動について市民に正確に理解されるよう、事実に基づいた分かりやすい説明を行うことを定めています。

(会派)

第5条 議員は、同一の理念を共有する他の議員と政策を実現するために会派を組織することができる。

2 会派は、政策決定・提言・提案・立案等に際して、調査研究及び調整を行い、議会活動を円滑に実施するために合意形成に努めるものとする。

【解説】

第1項では、議員は、議員がより充実した議会活動ができるよう会派を組織することができることを定め、本条を会派の根拠規定としています。会派とは、一般的に、共通する政策や理念を有する議員の集まりです。

第2項は、会派の目的及びその果たすべき役割として、議案について会派単位で議論し、意思決定過程における協議及び調整を会派間で行うことによって、円滑な議会運営に努めることを示しています。

会派について必要な事項については、浦安市議会会派に関する規程(昭和63年議会告示第3号)によって定められています。

(議員の政治倫理)

第6条 議員は、二元代表制の一翼を担う市民全体の奉仕者及び特別職に属する地方公務員としての高い倫理的義務が課せられていることを常に自覚し、浦安市政治倫理条例（平成19年条例第19号）に基づき、良心と責任感を持ってその責務を果たすとともに、品位の保持に努めなければならない。

【解説】

本条では、議員は、選挙で選ばれた代表として、与えられた権限と責任を深く認識し、市民からの期待に応え、責任を果たすため、政治倫理の向上に努めるべきことを定めています。

また、議員は、浦安市政治倫理条例（平成19年条例第19号）の規定に基づき、良心と責任感を持って、その責務を果たし、品位の保持に努めることを定めています。

第3章 市民と議会との関係

(情報の公開)

第7条 議会は、情報を積極的に公開するため、市民に対して、会議等の日程、議題等を周知するとともに、原則として会議等を公開しなければならない。

2 議会は、会議等で用いた資料等について、原則として公開しなければならない。ただし、浦安市情報公開条例（平成13年条例第3号）に基づいた個人情報及び政策形成過程等の不開示情報については、公開してはならない。

【解説】

第1項では、市民意思を議会活動に反映し、市民福祉の向上を図るため、議場や委員会室での傍聴だけでなく、会議のインターネット中継や録画配信、浦安市議会だより、ホームページなど多様な媒体を活用して積極的な会議等の公開に努め、市民に開かれた議会の実現を目指して活動するものと定めています。

第2項では、議会は、会議等で用いた資料等について、原則として公開しなければならないことを定めています。しかしながら、ソーシャルメディア等の情報発信の手法が多様化している中で、議会は（議員においても）はその影響を十分考慮しなければならず、浦安市情報公開条例に基づいた個人情報及び政策形成過程等の不開示情報については公開してはならないことも併せて定めています。

(市民への説明等)

第8条 議会は、市民の多様な意見を把握し、市政に反映し得る合議体としての特性を最大限にいかし、様々な手段を活用し、市民の意見を積極的に聴取するよう努めなければならない。

2 議会は、全ての市民にとって分かりやすい議会運営に努め、議会活動に関する情報を公表し、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

【解説】

第1項は、議会が市民の多様な意見を把握し、市政に反映し得る合議体であるという特性を有することを明らかにし、その特性を最大限にいかして、公聴会制度や参考人制度等の様々な手段を活用して市民の意見を積極的に聴取するよう努めることを定めています。

第2項は、議会は、年代や心身の特性にかかわらず全ての市民にとって分かりやすい議会運営に努め、議会活動に関する情報を公表し、市民への説明責任を十分に果たす責務を有することを定めています。

(市民参加)

第9条 議会は、市民との意見交換の場を多様に設けて、市民の市政への参加の充実に努めるものとする。

2 議会は、市民の意見及び専門的知見を審議等に反映させるため、公聴会制度及び参考人制度の活用をすることができる。

3 議会は、請願及び陳情を市民による政策の提案と位置付け、審議等に当たっては、請願者及び陳情者の説明の機会を設けることができる。

4 議会は、議員の発議による市民生活に関わる重要な条例や政策等を立案しようとするときは、市民の意見を聴くために必要な措置を講ずることができる。

【解説】

第1項は、市民の意思を議会活動に反映するため、様々な年代や立場の市民との間で、公聴会やオンライン会議等の様々な意見交換の場を設けるなど、市民の市政への参加の機会の充実に努めることを定めています。

第2項は、本会議や委員会において、重要案件を慎重に審議する等のため、直接住民や学識経験者などから意見を聴く「公聴会制度」や、審議の充実に図るため学識経験者などに、出席を求め意見を聴く「参考人制度」の活用を定めています。

第3項は、請願・陳情が市政における政策の提案として位置付けられる旨を明らかにし、その審議等に当たっては、その内容を考慮した上で請願者・陳情者を委員会に招致するなどして、直接、請願・陳情の趣旨の説明を聴く機会を設けることができるものと定めています。

第4項は、議員の発議により、市政に関する基本的な方針を定める条例や市民の権利義務に関する条例等を立案しようとするときは、アンケート調査等により市民の意見を聴くために必要な措置を講ずることができることを定めています。

(広聴広報)

第10条 議会は、より多くの幅広い年代の市民が議会及び市政に関心を持つように、様々な手段を効果的に活用して広聴広報の充実に努めなければならない。

【解説】

本条は、議会の活動に関する広聴広報は市民と議会との重要な接点の一つであることを踏まえ、その内容、方法のあり方について常に検証し、幅広い年代に関心を持ってもらうよう、より充実に努めることを定めています。

第4章 議会運営

(議会運営の原則)

第11条 議会は、円滑かつ効果的な運営に努め、その活動の公正性及び透明性を確保しなければならない。

【解説】

議会及び議員の役割と活動原則に基づき、合議制の議事機関としての機能を十分に発揮するために、円滑かつ効果的な議会運営を図るとともに、市民からの信頼の確保のために、その活動の公正性・透明性の確保を図っていく議会運営の原則を定めています。

(議長及び委員長の選出)

第12条 議会は、議長及び委員長の選出に当たって、本会議及び委員会においてそれらの職を志願する者に対して発言する機会を設けることができる。

【解説】

議長及び委員長の選出に当たって、それらの職を志願する者において任期中の達成課題を議員に広く伝えることで、議会運営におけるリーダーシップの強化と更なる議会活動の活性化を図るため、それらの職を志願する者に対して発言する機会を設けることができることを定めています。

(会議等の運営)

第13条 議会は、社会経済情勢等による新たに生ずる行政課題や、複雑多様化する行政需要に適切かつ迅速に対応することができるよう、会議等の適切な運営を図らなければならない。

【解説】

議会運営は、社会経済情勢の影響を受け様々な行政課題や需要に適切かつ迅速に対応するため、会議の運営形態を固定化することなくその時々状況を鑑みた適切な運営を図らなければならないことを定めています。

(常任委員会)

第14条 常任委員会は、所管に属する事務について、調査、監視並びに政策の提言及び提案を積極的に実施するに当たり、あらかじめ資料の収集や検討等及び議員間討議を行うことにより、その機能を十分に発揮しなければならない。

2 常任委員会は、議案等の審査に当たっては、論点及び争点を明確にし、市民に対して分かりやすい議論に努めるものとする。

【解説】

常任委員会の活動原則について定めています。

第1項は、常任委員会は、所管に属する事務について、調査監視並びに政策の提言及び提案を行うために、条例のモニタリングや総合計画その他市の計画の実施状況の検証などについて、委員会としての調査や議員間討議を積極的に行い、その機能を発揮しなければならないことを定めています。

第2項は、議案等の審査に当たって、常任委員会での議論が市民に対し説明を果たしていく場であることから、議案等について事前に調査するなど、論点及び争点を明確にして、市民に対して分かりやすい議論をするよう努めることを定めています。

第5章 議会と市長等との関係

(市長等との関係)

- 第15条** 議会は、二元代表制の下、市長等と対等で緊張感のある関係を常に保持するものとする。
- 2 市長等は、議案等を提出する際には、議会にその内容を説明するものとする。
 - 3 市長等は、議会から、市長等が執行する事務に関する資料の提出又は説明を求められた際には、浦安市情報公開条例に基づき対応するものとする。
 - 4 市長等は、議長（委員会にあっては、委員長）の許可を得て、議員の質疑又は質問に対し、論点又は争点を明確にするため反問及び反論をすることができる。

【解説】

本条は、二元代表制における議会と市長等の関係について定めています。

第1項は、二元代表制の下、市民を代表する合議制の議会と独任制の首長が、相互抑制と均衡による緊張関係を保持することを示しています。なお、本項は、主に二元代表制にある議会と市長との関係について規定していますが、他の執行機関においても議会と緊張関係を保持すべきであることから、市長等と定めています。

第2項は、議会における十分な審議に資するため、市長等が議案等を提出する際にその内容について説明する責務を有することについて定めたものです。説明事項の例としては、第17条第1項各号に規定するものなどが挙げられます。

第3項は、市長等が執行する事務に関して監視を適切に実施するために議会として資料の提出又は説明を求めた際への浦安市情報公開条例に基づいた市長等の対応を定めたものです。

第4項は、市長等が、議員の質疑・質問に対し、論点又は争点を明確にするために、反問及び反論をすることができることとし、互いに議論ができる環境

を作することを定めています。

***反問とは**

議員の質問・質疑に関して、市長等が質問・質疑の趣旨、内容、背景、根拠、考えを確認することです。

***反論とは**

市長等が、議員の質問・質疑に関して、議員に反対の意見を述べることです。

(議決事件)

第16条 議会は、市政に対する監視機能を強化するために、浦安市議会の議決すべき事件を定める条例（平成30年条例第41号）の定めるところにより、議会の議決すべき事件を定めるものとする。

【解説】

本条は、地方自治法第96条第1項に定める法定の議決事件のほか、市政に対する監視機能を強化するために、「浦安市議会の議決すべき事件を定める条例」により、市独自の議決事件を定めることを示しています。

議会は、地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を定めることができます。

【参考】浦安市議会の議決すべき事件を定める条例第2条

(議決すべき事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、次に掲げるものの策定、変更又は廃止とする。

- (1) 市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本構想
- (2) 前号の基本構想を実現するための市政全般に係る施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める基本計画

(政策の形成過程の説明要求等)

第17条 議会は、市長が提案する政策について、議会審議を通じて政策の水準の一層の向上を図るため、市長に対し、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 政策を必要とする背景及び目的
- (2) 政策の立案に至るまでの市民参加及び市民意見
- (3) 提案に至るまでの経緯及び他の政策案との比較検討
- (4) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (5) 総合計画（浦安市まちづくり基本条例（令和4年条例第3号）第2条第2項に規定する総合計画をいう。）との整合性
- (6) 関係する法令及び条例等
- (7) 財源措置
- (8) 将来にわたる費用対効果

2 議会は、前項の政策を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、議決後における政策の監視に努めるものとする。

【解説】

第1項は、議会審議において、市長が提案する政策について、同項各号に掲げる事項の説明を求め確認することを通じて、議会としても市の政策の水準向上の役割を果たすことを定めています。

第2項は、市長が提案する政策について、その水準の向上を図るとともに効率的かつ効果的な審議に資するため、政策の立案段階における論点や争点に加えて、政策の執行段階における論点や争点を明らかにし、集中的に検討することについて定めています。また、議決後においても継続的に当該政策を監視するよう努めることについて定めています。

第6章 議会の体制構築

(議会の機能強化)

第18条 議会は、市長等の事務の執行に対する調査及び監視並びに議会における政策の立案に係る機能を強化するものとする。

2 議会は、前項に規定する機能の強化を効率的かつ効果的に図るため、その活動に当たっては、デジタル技術の進化を踏まえるなど、必要な技術を活用するものとする。

【解説】

第1項は、市長等の事務の執行に対する調査及び監視並びに議会における政策の立案の機能を強化するために不断に努力をする意思を示しています。強化に関する基本的な事項は、これ以降の第6章の規定において定めています。

第2項は、市長等の事務の執行に対する調査及び監視並びに議会における政策の立案に係る機能の強化を効率的かつ効果的に図るため、進化するデジタル技術などの動向を注視し、必要な技術を活用することによって、議会の機能強化を図っていくことを示しています。

(議員研修の充実)

第19条 議会は、この条例の理念を議員間で共有するため、一般選挙を経た任期の開始後、速やかに、この条例のほか議会に関する法令等について研修を行わなければならない。

2 議会は、議会の機能の強化等を図るため、議員研修の充実及び強化に努めなければならない。

【解説】

本条は、第4条第1項に定める議員の役割と同条第2項の活動の原則を実現するために、議会として議員研修の充実を図ることを定めています。

第1項は、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例のほか、この条例の理念を理解・共有するために必要な議会関係諸法令に関する研修を行うこ

とにより、議会としての最も考慮すべき規範である議会基本条例の理念を十分理解・共有し、各議員が議会の一員として責務を果たすことができるようにすることについて定めています。

第2項は、議会の機能強化や議員の政策立案・提言に関わる能力向上のために議員自らが見識を深める必要があり、議会は、そのために、市内施設の視察や課題認識のための現地調査、専門家を招聘しての勉強会など、議員研修の充実を継続して行うことを示しています。

(議会事務局)

第20条 議会は、議会の政策の立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法制に関する機能の充実を図るよう努めるものとする。

2 議会は、議会事務局の体制整備のため、専門的な知識及び経験を有する者の積極的な活用を図ることができる。

【解説】

第1項は、議会が、政策立案・提言に関わる機能を強化するとともに、第3条に基づいた議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の組織体制も含めた機能の強化に努めるよう定めています。

第2項は、議会事務局の体制整備のために、議案審議に関する専門的知識及び経験を有する者などの積極的な活用を図ることができることを示しています。

(議会図書室)

第21条 議会は、議会及び議員の政策の立案に資するため、浦安市議会図書室における情報収集に係る機能の充実に努めるものとする。

【解説】

浦安市市議会の図書室は、地方自治法第100条第19項に基づき、議員の調査研究に資するため設置されているところであり、本条は、議会及び議員の政策

立案の際に、情報収集機能の充実に向け、より一層努力をしていく意思を示しています。

第7章 議会の災害等対応

(災害時等の体制の整備)

第22条 議会は、大規模災害など市民の生命、身体及び財産を脅かすような緊急事態（以下「災害等緊急事態」という。）から、市民の安全及び安心を確保するため、総合的かつ機動的な活動が図ることができるよう、市長等と協力して、議会としての体制の整備を図るものとする。

2 議会は、災害等緊急事態においても議会機能を維持し、的確かつ迅速な対応に努めるものとする。

【解説】

第1項の「災害等緊急事態」とは、災害対策基本法第2条第1号の「災害」のほか、テロや武力攻撃、大規模な感染症等の市民の生命、身体及び財産を脅かすような緊急事態をいいます。

第1項は、議会が災害等緊急事態において市民の安全及び安心を確保するため、「浦安市議会災害時対応規程」その他の規程の整備のほか、あらかじめ市長等と連携協力して、議会として災害等緊急事態に備える体制を整備する意思を示しています。

第2項は、第1項の規定により議会としての体制の整備を図ることにより、災害等緊急事態においても市政が停滞することのないよう議会機能を維持し、的確かつ迅速な対応をするよう努めることを定めています。

(災害時等の議会の役割)

第23条 議会は、災害等緊急事態が発生したときは、市長等と共に、市民の生活基盤の回復や国、県等の関係機関と連携を図るなど、災害等からの復興に向け積極的な役割を果たすよう取り組むものとする。

2 議長は、災害等緊急事態が発生したときは、必要に応じて議員による協議又は調整を行うための組織を設置するとともに、議員が個別に行った被害状況の調査結果や市民の要望等を的確に把握して、市長等に対して要望等を行うものとする。

【解説】

本条は、災害時等の議会の役割について定めています。

第1項は、災害等緊急事態が発生したときにおいて、市長等と共に、市民のライフラインなど生活基盤の回復のため、市内の被害状況を市長等と共有することや国、県等の関係機関と人員派遣、物資支援等について連絡調整を図ることで、積極的にその役割を果たすことを定めています。

第2項は、議長が、災害時に必要に応じて、議員による協議又は調整を行うための全員協議会等を設置し、被害状況の調査結果や市民要望等を的確に把握し、事実関係の調査をした上で、必要とあれば市長等に対して、さらには、国や県に対して要望等を行い、市民生活を守るために議会として対応することを示しています。

第8章 条例の位置付け及び見直し手続

(条例の位置付け)

第24条 この条例は、議会において最も考慮されるべき規範であり、議会は、議会に関する他の条例、規則等の制定、改廃並びに解釈及び運用に当たっては、この条例に定める事項との整合性を図らなければならない。

【解説】

この条例は、議会が定める条例の1つであり他の議会が定める条例との間に上下関係はありませんが、既存条例や新たに制定される条例などを有機的に結び付ける解釈指針となるものであり、議会において最も考慮されるべき規範であることを示しています。そのため、議会は、他の議会に関する条例、規則等の制定や改正、廃止に当たっては、この条例に定める事項と整合性を図ることとします。

(見直し手続)

第25条 議会は、社会経済情勢等の変化、市民の意見等を常に勘案し、議会運営に関する不断の改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の改正を含めて適切な措置を講ずるものとする。

2 この条例を改正する発議がされる場合には、当該発議をする議員は、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

【解説】

本条では、この条例の見直し手続について規定しています。

第1項は、議会は、社会経済情勢の変化や市民の意見等を常に勘案し、時代に求められる議会の実現を目指し、不断の評価と改善を行い議会改革を継続的に行なっていく決意を表しています。

第2項は、この条例の改正の発議に当たって、当該発議をする議員により、

全議員及び当局が出席し、かつ、公開である本会議において条例の評価検証の内容等、条例の改正の理由及び背景を詳しく説明することとしています。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(浦安市議会委員会条例の一部改正)
- 2 浦安市議会委員会条例（昭和56年条例第5号）の一部を次のように改正する。
第17条第1項中「委員長の許可を得た」を「あらかじめ委員長に届出をした」に改める。